

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制と役割

子どもの貧困対策を推進し効果的に実施していくためには、行政だけでなく市民・地域や関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解し、日常的に連携・協力して一体的に取り組むことが大切です。

計画の推進にあたっては、関係者が連携するためのネットワークを強化し、地域の実情に応じた取組を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による感染予防対策として、各種相談事業の人数制限やイベントや研修会・講座を実施する際には消毒や座席の配置など感染拡大防止に最大限配慮するなど、施策の実施にあたっては、安全・安心を第一として推進していきます。

(1) 行政の役割

地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策を推進するためには、支援を必要とする子どもやその保護者等のニーズを的確に把握することが重要なため、市においては支援を必要とする子どもの情報等について、行政内の各関係部署の調整・連携を強化するとともに、児童相談所や学校などの関係機関と連携を密にし、実態把握とアウトリーチ^{*}に努めます。これによって、地域ごとにおける課題や必要な施策について積極的な情報収集を行い、地域ごとのニーズを検討するとともに、社会の課題に直面した子どもとその保護者が、必要な相談支援を受けられるよう啓発・情報提供に取り組んでいきます。

また、支援を必要とする方が、相談窓口がワンストップ^①で対応できるよう、各種相談窓口のネットワークを強化し、支援者が協力して見守る体制を整えます。

・情報収集とアウトリーチ

支援を必要とする子どもやその保護者のニーズを把握するために、行政内の関連部署の協力と連携が必要です。児童相談所や学校などの関係機関とも連携し、実態を把握し、支援が必要な家庭を特定します。これにより、地域ごとの課題と必要な施策を明らかにし、適切な支援を提供します。

・ワンストップ相談窓口の強化

支援を必要とする方が効率的にサービスを受けられるよう、各種相談窓口の連携を図り、ワンストップのサービス提供体制を整備します。

・支援者のネットワーク構築

子どもとその保護者に必要な支援を提供するために、関連機関、民間団体、ボランティアなどの支援者のネットワークを強化します。協力体制を築くことで、継続的かつ包括的な支援を図ります。

^{*}アウトリーチ：当事者が自ら行政の窓口に来てサービス・支援を受けるのではなく、行政が市民（地域）と協力しながら支援を必要とする人を探し、また、自宅やニーズを発見しやすい場などに向いて支援・サービス利用につなげること。

(2) 市民・地域や関係団体の役割

子どもの貧困対策は、行政だけでなく様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、企業、団体、NPO法人、ボランティア、民生委員・児童委員等と連携・協働して、地域の子どもの地域全体で支え、育み、問題解決を図るまちづくりを推進します。

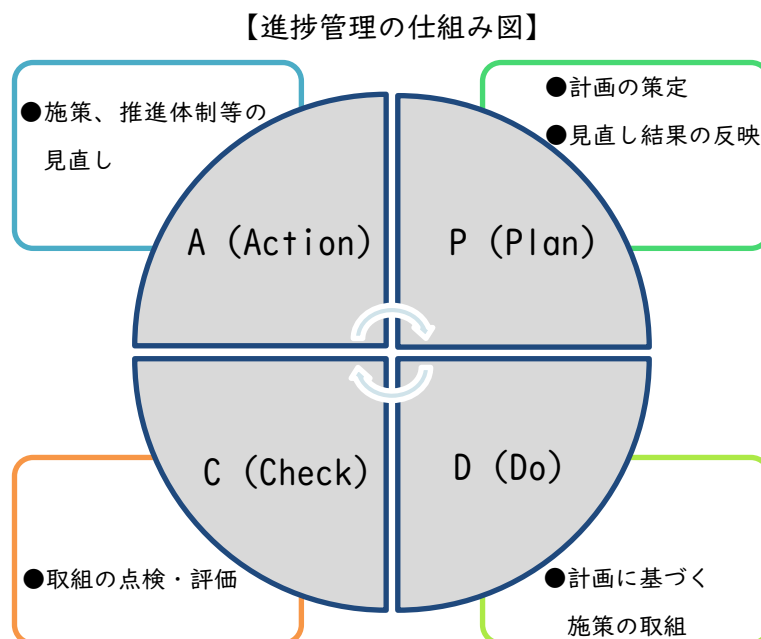
2. 各種支援制度の周知

支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、学校や地域に対し積極的な普及・啓発活動を行うとともに、また、広報紙やSNS、ホームページ等を活用して、各種支援制度の情報提供、周知徹底に努め、市民一人ひとりが子どもの貧困対策に取り組むよう、意識啓発を図ります。

3. 計画の進捗管理と計画の見直し

計画策定後は、子どもの貧困対策に関する施策の評価を行うため、PDCA^{*}サイクルの視点に基づき、年度ごとに計画の進捗状況や効果等の検証を行います。

また、国が策定した大綱については、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化、施策の実施状況や効果等を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを検討することとされており、本計画においても社会経済情勢の変化等に対応できるよう課題を整理し、効果的な施策への見直しを行います。



※PDCA：業務を遂行する際に、「PLAN（計画）」「DO（実行）」「CHECK（評価・検討）」「ACTION（改善）」を順番に実施し、改善策を次の計画に結びつけ、継続的な業務改善を図るためのマネジメント手法のこと。